

## 幼児教育・保育の無償化の実施について

### 1 概要

令和元年10月1日に施行される子ども・子育て支援法等の一部改正による幼児教育・保育の無償化に向けた取組を踏まえ、認可保育施設、認可外保育施設、幼稚園等を利用する子どもの保育料を無償化する。

### 2 法改正に伴う共通事項

- (1) 3歳から5歳までの小学校就学前児童の保育料を無償化
- (2) 0歳から2歳までの児童のうち、住民税非課税世帯の保育料を無償化
- (3) 文京区から保育の必要性の有無についての認定（区分：1号認定から3号認定）を受けた、児童が対象（障害児の発達支援は通所給付決定又は入所給付決定が必要）
- (4) 償還払いによる無償化は、利用料が補助限度額に満たない場合、利用料までを補助

### 3 無償化対象施設及び実施内容（別表/参照）

#### (1) 認可保育施設

- ア 認可保育園、特定地域型保育施設、認定こども園、新制度移行幼稚園（区立幼稚園含む）が対象
- イ 給食を実施している施設に対し、保育料から切離され利用者負担となる副食費を、月額4,500円を上限とし各施設へ相当額を交付。保護者からの徴収を免除することにより、副食費を無償化〔区追加補助〕

#### (2) 認可外保育施設

- ① 認証保育所、厚生労働省が定める基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付が有る認可外保育施設が対象（証明書の交付が無い認可外保育施設は、5年間に限り対象）
  - ア 給食を実施している施設に通園する世帯に対し、月額4,500円を上限とし補助金（償還払い）を支給することにより、食材料費を無償化〔都・区追加補助〕
  - イ 認証保育所及び証明書の交付が有る認可外保育施設については、国によって示された額が現行の都・区の補助を下回らないよう支給〔都・区追加補助〕
- ② 一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、ベビーシッターが対象  
以下の区事業については、無償化の適用を優先した上で、区の補助を実施
  - ・一時保育所（キッズルーム）
  - ・病児・病後児保育事業（施設型・訪問型）
  - ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
  - ・子育て訪問支援券事業（ベビーシッター派遣）

### (3) 私立幼稚園

- ア 私学助成幼稚園が対象
- イ 都・区の補助については、以下のとおり
  - ・国によって示された額が現行の都・区の補助を下回らないよう支給〔都・区追加補助〕
  - ・基本保育料が月額上限に満たない場合、園則上に記載がある「その他学納金」まで支給〔都・区追加補助〕

### (4) 就学前障害児の発達支援事業

- ア 就学前の障害児の発達支援については、3歳から5歳までの小学校就学前児童の利用料を無償化（障害児通所支援は給食費・補食費についても無償化）〔区追加補助〕
- イ 上記（1）から（3）の施設とともに利用する場合、ともに無償化

### (5) 預かり保育事業

- ア 幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育については、保育の必要性の認定がある場合、月額11.3千円まで無償化（満3歳児の非課税世帯は16.3千円）

## 4 条例の改正

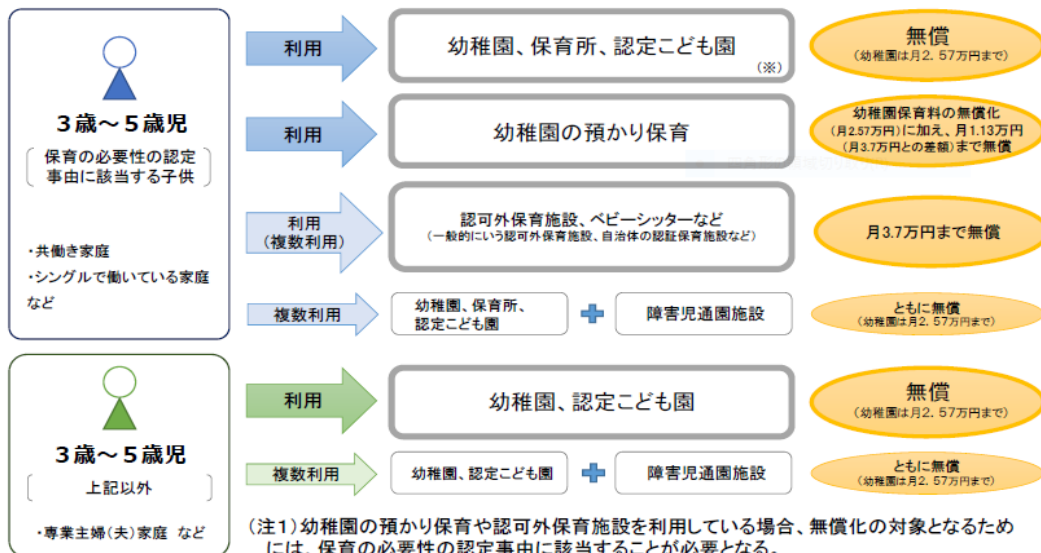
- ア 文京区保育所における保育に関する条例
- イ 文京区立認定こども園条例
- ウ 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
- エ 文京区立幼稚園使用条例
- オ 文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例

## 5 今後のスケジュール

- 令和元年8月上旬 無償化に係る手続きの開始
- 令和元年8月下旬 議会報告（無償化の実施）、子ども・子育て会議報告
- 令和元年9月上旬 区報・HP掲載
- 令和元年9月中旬 議会報告（認可保育所における保育料の無償化）・条例提案
- 令和元年10月1日 無償化開始

〈国参考イメージ図〉

### 幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4,2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業も、利用者負担相当分が対象。